

**省エネ・排出量削減関連統計のモニタリングと考課に係る
実施案と方法を国務院が承認し、関係部門に伝達することについての通知**

国発〔2007〕36号

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院の各部/委員会、各直属機構 御中

国務院は国家發展改革委員会（以下、「發展改革委」という）、国家統計局（以下、「統計局」という）、国家環境保護総局（以下、「環保総局」という）が、それぞれ関係機構と共同で制定した「エネルギー消費の対 GDP 原単位に関する統計指標システムの実施案」、「エネルギー消費の対 GDP 原単位に関するモニタリングシステムの実施案」、「エネルギー消費の対 GDP 原単位に関する考課システムの実施案」（以下、「三実施案」という）及び「主要汚染物質の排出に関する総量規制についての統計規則」、「主要汚染物質の排出に関する総量規制についてのモニタリング規則」、「主要汚染物質の排出に関する総量規制についての考課規則」（以下、「三規則」という）に同意し、ここにそれらを転送する。各地区・部門の実情に即してその執行を徹底されたい。

1.省エネルギーに係る統計システム、モニタリングシステム、考課システムを確立することの重要性と逼迫性を十分に認識する。2010年までに、エネルギー消費の対 GDP 原単位を約 20%削減し、主要汚染物質の総排出量を 10%削減することは、国の「第 11 次 5 カ年計画」綱要で示されている重要な拘束性目標である。科学的かつ整備・統一された省エネに関する統計/モニタリング/考課システム（以下「三システム」という）を確立するとともに、省エネの達成状況を各地区の経済成長総合評価システムに組み入れ、それを政府の幹部職員に対する総合的な考課・評価および企業の責任者に対する業績評価のための重要な内容とし、厳格な問責制を実施する。これは、政府と企業の責任を強化し、「第 11 次 5 カ年計画」の省エネ目標を確実に達成するための重要な基礎であり、制度保障でもある。各地区と各部門は、科学的發展観を徹底的に実施し、経済成長方式の転換を加速し、国民経済の良好かつ急速な成長を促進していかなければならない。また、「三実施案」を確立することの重要性と逼迫性を十分に認識し、「三実施案」と「三規則」の要件に基づき、「三システム」の構築をあらゆる方面から着実に推し進めていかなければならない。

2.省エネに関する統計/モニタリング/考課業務を確実に行う。国ベースの省エネ統計制

度を確立・整備し、規則に基づき、各分野のエネルギー消費と汚染物質の排出指標に関する統計とモニタリングを行い、データを期限通りに報告しなければならない。省エネ・排出量削減の各種のデータについては、その信憑性を高め、法に基づく統計の検査と巡査を強化することで、各種データの真実性と正確性を確保しなければならない。省エネ考課業務における虚偽報告行為を厳しく調査・処分し、統計データの任意改ざんを厳禁するとともに、虚偽の報告行為を根絶し、考課業務の客観性、公正さ、厳格さを確保する。省エネ考課業務の規律を厳格にし、考課範囲に組み入れられた省エネ指標については、統計局と環保局の審査結果が出る前に公表・使用してはならない。各地区と重点企業における省エネ目標の達成状況、「三システム」の確立状況および省エネ措置の実施状況については、考課を行うとともに、問責制を厳格に実施するものとする。

3. 指導を強化し、密接な協力関係を築くことにより、社会全体が省エネ事業に参画するような相乗効果を生み出す。各地区・部門は、「三システム」の確立を重要な審議対象とし、任務・責任の明確化と緻密なアレンジと科学的な組織により、「三システム」の機能を早急に確立し、それを発揮させるようにしなければならない。各級の地方政府は、所管地区の「三システム」の構築に全責任を負い、基本的なキャパシティ・ビルディングを強化し、資金と人材を確保し、各措置を徹底させ、各地区における省エネ目標達成に関する考課評価と監督審査を強化していかななければならない。国务院の関連部門は、役割分担に基づいて各自の責任と役割をしっかりと果たし、協力を緊密にし、関連政策の策定に早急に取り組まなければならない。発展改革委、統計局と環保局は、指導と監督を強化し、状況をフォローアップし、各種の問題を調整・解決していかななければならない。関連業界団体と企業の意欲を十分に引き出し、責任と義務を明らかにし、監督と検査を強めなければならない。広報宣伝活動に努め、世論の監督機能を十分に生かして、社会全体が省エネ事業を注目・支援・参画するような雰囲気醸成に努めなければならない。

国务院

2007年11月17日

エネルギー消費の対 GDP 原単位に関する 統計指標システムの実施案

統計局、発展改革委、エネルギー弁公室

1. 全体的スタンスと具体的な要求

- (1) 全体的スタンス。各級のエネルギー総消費量の計算方法に基づき、エネルギー供給統計と消費統計の両面から、エネルギー統計の調査システムを整備していく。センサスをもとに、国民経済における各業界のエネルギー消費特徴を踏まえて、センサス、抜き取り調査、重点調査など各種の調査方法を取り交ぜたエネルギー統計調査システムを確立し整備していく。
- (2) 具体的な要求。国のエネルギー統計システムを徐々に確立し、整備していかなければならない。各地区は、現地に適したエネルギー統計計算制度と省エネ業務に必要な地区ベースのエネルギー統計システムを構築しなければならない。各級政府部門・業界団体・エネルギー製品の製造経営企業もエネルギー統計システムを早急に構築し、各エネルギー指標の統計業務を展開しなければならない。各関連部門は、エネルギー統計業務の確立に注力し、近代的な情報技術を十分に利用して安全で、融通の効く、高効率のエネルギーデータの採集・伝達・加工・保存・使用が一体化されたエネルギー統計情報システムを構築していかなければならない。各エネルギー使用「単位」は、計器設備の配置、商品検査、原始記録と統計台帳の作成など基礎的な業務に着手し、エネルギー使用の計量、記録と統計を全面的に強化し、法に基づき統計義務を履行し、真実の統計資料を提供しなければならない。

2. エネルギー生産統計を確立し整備する

- (1) 現行の一定規模以上の工業企業のエネルギー製品の製造統計システムを更に整備し、エネルギー計算に必要なエネルギー製品の中小統計目録を増やす。
- (2) 一定規模未満の工業企業の石炭、電力などの製品に関する統計システムを確立する。
調査内容：石炭生産量、販売量、在庫量、発電量
調査範囲：一定規模未満（年商 500 万元未満）の石炭生産企業と電力企業。石炭生産企業の生産量の調査範囲は、国家安全生産監督管理総局が査定して石炭生産ライセンスを交付した一定規模未満の石炭生産企業リストに基づいて確定する。
調査の頻度：季報。2007 年下半期より正式に実施する。
調査方法：統計局の組織による全面調査

3.エネルギーの流通統計を確立し整備する

エネルギーの省際・省間の流入量と流出量の統計を重点にエネルギーの流通統計を確立し整備する。

(1)石炭。既存の省際・省間の流入量と流出量の統計範囲を、重点炭鉱から全ての石炭生産・流通企業に拡大する。

調査内容：地区別の石炭販売量

調査範囲：石炭の生産と流通に係る全ての企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：中国石炭輸送販売協会による全面調査

(2)原油。原油の省間の流入量と流出量については、既存の税関統計と工業企業エネルギー統計の関連指標を用いて算出する。具体的な方法はは次の通り。

原油産地：その地区の原油の純流出量（正数）または純流入量（負数）＝原油の生産量＋輸入量－輸出量－工業企業の原油購入量

非原油産地：当地区の現油の純流出量（正数）または純流入量（負数）＝輸入量－工業企業の原油購入量

原油の生産量については、工業企業の月次生産統計報告より得る。工業企業の原油購入量については、工業企業の四半期エネルギー消費統計報告より得る。輸出量と輸入量の数値については、税関の輸出入統計より得る。

(3)精製油。精製油の省間の流入量と流出量については、「卸売り企業と小売り企業のエネルギー商品の購入・販売・在庫」の統計システムより得る。

①商務部の許認可を経た精製油の卸売り業務に携わる企業は、精製油の購入・販売・在庫に関する統計システムを確立する。

調査内容：精製油の購入量、省外から購入した販売量、省外または卸売り小売り企業への販売量と在庫量

調査範囲：商務部の許認可を経た精製油の卸売り業務に携わる全ての企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による全面調査

②国の関連部門の許認可を経た精製油の小売り企業は、精製油の販売・在庫の統計調査システムを確立する。

調査内容：精製油の販売量と在庫量

調査範囲：国の関連部門の許認可を経た精製油小売り企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による全面調査

(4)天然ガス。省間の天然ガスの流入量と流出量については、それぞれ三大石油会社の天然ガス管理機構より提供される。

(5)電力。省間の輸送・配電量については、中国電力企業連合会より提供される。

(6)その他のエネルギー製品。洗炭、コークス、その他のコークス製品、液化石油ガス、製錬所の排ガス、その他の石油製品、液化天然ガスなどの製品の、地区間における流入と流出の調査については、原油と同じ方法で計算する。即ち、税関の輸出入資料と工業企業のエネルギー消費統計の報告表を利用して関連の指標を算出する。

具体的な計算方法は次の通りである。

他のエネルギー製品の現地の純流出量（正数）または純流入量（負数）＝現地の生産量＋輸入量－輸出量－工業企業の購入量

4.エネルギーの消費統計を確立し整備する

エネルギー消費統計を確立し整備することでエネルギーの消費構造を反映し、市（地級）・県（市）にエネルギー計算を行うための基礎的なデータを提供する。エネルギー供給統計では得られない資料については、エネルギー消費統計で補足する。当面は各級エネルギー消費データ計算のための基礎作りに力点をおき、地区別のエネルギー消費計算システムと評価システムを確立する。

(1)一定規模以上の工業企業のエネルギー購入・消費・在庫・加工転換に関する統計調査システムを整備し、再生可能エネルギー、低カロリー燃料、産業廃棄物などに関する調査リストを増やし、エネルギー・余熱回収利用関連の統計指標を増やす。

(2)一定規模未満の工業企業と零細工業企業のエネルギー消費に関する統計システムを確立する。一定規模未満の工業企業と零細工業企業によるエネルギー消費は、全産業のエネルギー消費の約 10%を占める。これらの企業は、生産プロセスと設備が立ち遅れており、エネルギー消費が多い。エネルギー消費調査を行うことは、立ち遅れた生産能力の淘汰と省エネ効果を把握する上で重要な意義を有する。

調査内容：石炭、コークス、天然ガス、ガソリン、ディーゼル、燃料油、電力の消費量

調査範囲：一定規模未満の工業企業と零細工業企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による抜き取り調査

(3)農林・牧畜・漁業の生産「単位」のエネルギー消費に関する調査システムを確立する。

調査内容：石炭、コークス、天然ガス、ガソリン、ディーゼル、燃料油、電力の消費

量

調査範囲：農林・牧畜・漁業の生産経営活動に従事する法人「単位」

調査頻度：年報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による重点調査

(4)建設業のエネルギー消費統計システムを整備する。建設業のエネルギー総消費量は全体の1.5%程度を占める。センサス年度は全数調査を行い、それ以外の年度は関連資料で推定するという方法で建設業のエネルギー消費のデータを得る。

(5)第三次産業に関するエネルギー消費統計調査システムを確立し整備する。第三次産業は広範囲で、企業の数も多く、業種や企業の経営類型によってエネルギー消費の特徴も異なってくることから、調査方法を替えて統計調査を進める必要がある。エネルギー消費の多い飲食業については、規模別に全面調査と重点調査による統計システムを確立する。交通運輸業については、輸送方式に基づいて相応の調査システムを確立する。他の第三次産業業界のエネルギー消費のうちでは、電力がほぼ90%を占める。中国電力企業連合会が社会一般の電力使用量の統計に基づいてエネルギー消費計算に必要な資料を提供する。

①飲食業。飲食業「単位」は多く、広範囲に分布しており、エネルギー消費の種類も多岐にわたり、調査が難しい。そこで、規模により二つに分けて調査する。一定規模以上の飲食業(従業員40人以上、年商200万元以上)については全面調査を行い、石炭・石炭ガス・天然ガス・液化石油ガス・電力に関するエネルギー消費量統計調査システムを確立する。一定規模未満の飲食企業については重点調査を行う。サンプル企業の売上高とエネルギー消費のデータを使って、一定規模未満の飲食業売上高に関する資料をもとに、そのエネルギー総消費量を推計する。

調査内容：石炭、石炭ガス、天然ガス、液化石油ガス、電力の消費量

調査範囲：一定規模以上の企業、一定規模未満の企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局が一定規模以上と一定規模未満についてそれぞれ全面調査と重点調査を実施する。

②交通運輸業。輸送方式に基づきエネルギー消費統計調査システムを確立する。

a.鉄道・航空・パイプライン業

調査内容：石炭、石炭ガス、ガソリン、灯油、ディーゼル、燃料油、天然ガス、液化石油ガス、電力の消費量

調査範囲：鉄道、航空、パイプライン企業

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：鉄道部、地方の鉄道協会、民航総局、三大石油会社のパイプライン部門による全面調査

b.道路・水上輸送・港湾

道路・水上輸送・港湾とは、道路（都市交通を含む）、水上輸送（営利）と港湾における積み下ろし業務に携わる企業を指す（個人経営の専門輸送業者を含む）。公用車や家用車による交通運輸活動は含まない。輸送企業の管理は分散しており、流動性も高いので、形態の異なる輸送企業に対しては、異なる調査方法を採用する必要がある。また、道路（営利）と水上輸送に従事している重点企業と港湾については、統一かつルール化されたエネルギー消費統計調査システムを確立し、業務がルール化されてから調査範囲を徐々に全ての輸送企業に適用していく。道路・水上輸送に従事する個人業者については、典型調査を行う。車両（船）単体の年平均売上高当たりの燃料消費量、または単位客車・貨物車の旅客・貨物取扱量あたりの燃料消費量と、交通輸送管理部門に登録されている車両（船）の数に基づいてエネルギー総消費量を推算する。

調査内容：ガソリン、ディーゼル、燃料油の消費量

調査頻度：毎年、2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による重点専門輸送企業と港湾に対する全面調査。道路・水上輸送の個人業者については典型調査を行う。

(6)民生用エネルギー消費量に関する統計システムを確立し整備する。

①都市住民の生活用エネルギー

調査内容：石炭、ガソリン、ディーゼル、都市ガス、天然ガス、液化石油ガス、電力の消費量。

調査範囲：既存の都市住民を対象とするセンサスの範囲と同じ。

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による抜き取り調査。

②農村住民の生活用エネルギー

調査内容：石炭、ガソリン、ディーゼル、天然ガス、液化石油ガス、電力の消費量。

調査範囲：農村住民を対象とする既存センサスの範囲と同じ。

調査頻度：季報。2007年のアニュアルレポートの発表時より正式に実施する。

調査方法：統計局による抜き取り調査。

(7)主要建築物のエネルギー消費に関する統計システムを確立し整備する。

ホテル・レストラン・商業ビル・オフィスビル・政府機関・学校・病院などの大型建築物を対象に、建設部が統計局と共同で統計システムの確立について研究を行う。

(8)エネルギー利用効率統計システムを確立し整備する。エネルギー利用効率の統計とは、製品のエネルギー原単位と業務のエネルギー原単位についての統計を指す。現在、年間1万トン標準炭以上を消費している工業企業に対しては、25種類の重点エネルギー使用製品における108項目のエネルギー原単位統計調査システムを確立している。これを踏まえながら統計範囲を徐々に拡大していく。年間エネルギー消費量1万標準炭以上の工業企業から一定規模以上の工業企業へと拡大し、エネルギー使用製品の統計対象品目を徐々に増やしていく。

(9)新エネルギーと再生可能エネルギーについての統計システムを整備する。新エネルギーと再生可能エネルギーとは、主に原子力・バイオマスエネルギー・水力・風力・太陽光エネルギー・地熱などを指す。現在、原子力と水力についてはルール化された統計システムがあるが、その他のエネルギー利用については、規模が小さいこともあり、統一された統計の算定基準がなく、統計システムとしては整備されているとは言いがたい。したがって、早急に統計の基準を制定するとともに、関連の統計指標と統計調査システムの構築を積極的に検討し、新エネルギーと再生可能エネルギーの利用を通常のエネルギー統計調査システムに完全に組み入れていく必要がある。

エネルギー統計システム、調査表、計算方法については、別途、統計局が印刷発行する。

エネルギー消費の対 GDP 原単位に関する モニタリングシステムの実施案

統計局 発展改革委員会 エネルギー弁公室

1. 全体的スタンスと具体的な要求

- (1) 全体的スタンス。省エネ統計指標システムの確立と整備をし、各エネルギー消費指標のデータの質について全面的なモニタリングを行うことにより、各地区・重点企業のエネルギー消費データの質を評価し、省エネ事業の進捗状況を客観的かつ公正に、科学的に評価して、全国・各地区・エネルギー消費重点企業の省エネ状況とその成果をありのままに反映する。
- (2) 具体的な要求。各指標の統計に注力するとともに、エネルギー消費指標のデータとしての質をモニタリングし、その真実性と正確さを確保する。エネルギー消費指標と関連経済指標の関係について掘り下げて研究し、科学的なモニタリング指標システムを構築しなければならない。エネルギー消費指標と GDP 計算に関する科学的かつ統一された案を早急に定める。計算のベース・方法・業務メカニズムなどの面から、エネルギー消費の対 GDP 原単位とその他のモニタリング指標の計算について厳しくルール化し、主なモニタリング指標計算制度とメカニズムを常に整備していく。各地区はそれぞれの実情に基づき、厳格なデータ品質評価方法を定めることによってデータ品質を着実に保障しなければならない。省エネ指標とそのデータの品質については、それぞれ一つ上級の統計部門がその認定とモニタリングを行う。1000 社のエネルギー消費重点企業については、統計局と省エネ弁公室がモニタリングを行うことになっているが、地方の各級人民政府も当地区のエネルギー消費重点企業をモニタリングするようにする。各級の統計部門は 2008 年より統一された科学的な四半期と年度のエネルギー総消費量とエネルギー消費量の対 GDP 原単位計算システムを確立し、各地区の事業特徴を反映したエネルギー消費データについての品質評価規則を定める。

2. 省エネ事業の進捗状況についてモニタリングを行う

- (1) 全国と各地区の省エネ事業の進展状況に関するモニタリング

モニタリング指標：エネルギー消費の対 GDP 原単位、エネルギー消費の対工業付加価値額原単位、電力消費の対 GDP 原単位とその削減率、エネルギー消費原単位、重点エネルギー使用製品の生産量とその伸び率、重点エネルギー消費産業の生産高とその伸び率など。

(2) 主なエネルギー消費産業の省エネ事業に対するモニタリング

主なエネルギー消費産業には次が含まれる。即ち石炭・鉄鋼・非鉄金属・建材・石油・化学工業・火力発電・製紙・繊維など。

モニタリング指標：エネルギー消費の対付加価値額原単位とエネルギー消費原単位。

(3) エネルギー消費重点企業に対するモニタリング

エネルギー消費重点企業とは、年間エネルギー消費が1万トン標準炭以上の企業をいう。

モニタリング指標：エネルギー消費原単位、エネルギーの加工転換効率、省エネ関連の投資など。

(4) 資源の再生利用状況と「第11次5ヵ年計画」期の十大重点省エネプロジェクトの建設状況に対するモニタリング。

モニタリング指標：資源再利用の指標。十大重点省エネプロジェクトの省エネ量。

3. 地区エネルギー消費の対GDP原単位とその削減率関連データの品質モニタリング

(1) GDP についてのモニタリング

第一グループ：地区GDP総額のマイナス指標を用いてGDPの総額が正常か否か検証する。

- ①地区財政収入のGDPに占める比率
- ②地区の各税収項目の第二次産業と第三次産業の付加価値額の合計に占める比率
- ③地区都市住民の預金増加額がGDPに占める比率

第二グループ：地区GDP伸び率関連の指標を用いて、名目GDPの伸び率が正常か否か検証する。

- ①地区の各税収項目の伸び率
- ②地区の各貸出し項目の伸び率
- ③地区都市住民の家庭一人当たり可処分所得の伸び率
- ④地区農村住民の家庭一人当たり純所得の伸び率

第三グループ：地区第三次産業の伸び率と関連指標を用いて第三次産業の付加価値額が正常か否か検証する。

- ①地区第三次産業税収が税収総額に占める比率
- ②地区第三次産業税収の伸び率

(2) エネルギー総消費量についてのモニタリング

①電力消費の末端エネルギー消費に占める比率を用いて末端エネルギー消費量が正常か否かモニタリングする。

- ②一定規模以上工業のエネルギー消費の地区エネルギー総消費量に占める比率を用いて、地区エネルギー総消費量が正常か否かをモニタリングする。
 - ③火力発電、熱供給、選炭、洗炭、石炭製品の加工、精油、コークス製造、ガス製造などの加工転換効率を用いて、それぞれのエネルギー消費量に関連する係数が正常か否かをモニタリングし計算する。
 - ④第三次産業の業界エネルギー消費の伸び率と工業付加価値額の伸び率を用いて、各産業・業界のエネルギー消費の伸び率と付加価値額の伸び率がリンクしているか否かをモニタリングする。
 - ⑤主な製品の生産量とエネルギー消費原単位を用いて、重点エネルギー使用製品のエネルギー消費状況をモニタリングする。
- 関連データと評価方法、計算システムについては、別途、統計局が印刷発行する。

エネルギー消費の対 GDP 原単位に関する 考課システムの実施案

発展改革委員会

1. 全体的スタンス

目標を明確にし、責任を徹底し、措置を確実にとり、賞罰を明らかにし、上級が下級を把握・考課するという要件に基づき、省エネ目標の責任評価、考課・賞罰システムを確立し整備することで、政府と企業の責任を強化し、省エネ政策の指導的役割を発揮し、「第 11 次 5 ヶ年計画」の省エネ目標を確実に実現していく。

2. 考課の対象・内容・方法

- (1) 考課対象。各省（区、市）人民政府（以下、省級レベルの人民政府という）および 1000 社の重点エネルギー使用企業。
- (2) 考課内容。主に省エネ目標の達成状況と省エネ措置の実施状況。
- (3) 考課方法。定量化法を採用する。相応の省エネ達成目標と省エネ措置実施目標を定め、100 点を満点とする。省エネ目標の達成指標は定量考課指標とする。各地区が、「国务院の『第 11 次 5 ヶ年計画』期における各地区のエネルギー消費の対 GDP 原単位削減計画についての回答」（国函〔2006〕94 号、以下「回答」という）により定めた年度省エネ目標、各エネルギー使用重点企業が締結した省エネ目標責任書に定められた年度省エネ目標を基準とし、それぞれ国家统计局が審査し定めた地区のエネルギー消費指標と、省級の省エネ所管部門が許認可した企業の省エネ指標に基づき目標達成率を計算し採点を行う。満点は 40 点とし、指標を超過達成した場合は相応に加点する。省エネ措置の実施指標は、定性審査指標であり、各地区とエネルギー使用重点企業が省エネ措置を実施した状況について採点する。60 点を満点とする。
- (4) 考課結果。超過達成（95 点以上）、達成（80~94 点）、ほぼ達成（60~80 点）、未達成（60 点未満）の四等級に分ける。省エネ目標が未達成の場合は、全て「未達成」等級とする。具体的な考課・採点方法は付属文書を参照。

3. 考課手順

- (1) 各省級人民政府は、「回答」の要件に基づき、年度の省エネ目標を定め、その年の 3 月末までに、国务院の省エネ事業指導チーム弁公室（以下、「省エネ弁公室」という）

に届出をする。

(2) 各省級人民政府は、毎年3月末までに前年度のその地区の省エネ事業の進捗状況と省エネ目標の達成状況についての自主検査報告書を国務院に提出すると同時に、发展改革委員会と省エネ弁公室に写しを送る。发展改革委員会は、監察部・人事部・国有資産監督管理委員会・国家質量監督検査総局・統計局・エネルギー弁公室などの部門と共に評価考課作業グループを立ち上げ、立ち入り審査と重点抜き取り検査などの方法で、各地区の省エネ事業と省エネ目標の達成状況について評価考課し検証監督し、それを総合評価考課報告書にまとめ、毎年5月末までに国務院に報告する。各地区の省エネ目標責任についての評価と考課の結果は、国務院による審議決定を経た後に、发展改革委員会から社会一般に公表される。

(3) 1000社のエネルギー使用重点企業に対する省エネ目標の責任評価と考課については、属地原則に基づき省級省エネ所管部門が実施する。企業は、毎年1月末までに所在地の省級省エネ所管部門に、前年度の省エネ目標達成状況と省エネ事業進捗状況に関する自主報告書を提出し、同時にその写しを发展改革委員会に送るものとする。省級省エネ所管部門は、各界の専門家からなる評価グループを立ち上げて、企業の省エネ目標の達成状況について評価と審査を行い、毎年3月末までに、総合評価報告書を省級人民政府と发展改革委員会に送付する。1000社のエネルギー使用重点企業に対する省エネ状況の評価と審査の結果は、发展改革委員会が審査・照合・総括した上で公表する。

4. 賞罰措置

(1) 各地区の省エネ責任目標の評価・考課の結果は、国務院による審査決定の後に幹部所管部門に渡され、「科学的発展観の要求を体現する、地区の党と政府の指導層と指導幹部に対する総合考課と評価についての試行弁法」などの規定に基づき、それを省級人民政府の指導層と指導幹部を総合的に考課・評価する際の重要な根拠とし、問責制と「一票否決（訳注：省エネ・汚染物排出削減目標が達成できなければ、他がどんなに良くても落第とされる仕組み）」制を実施する。

(2) 考課等級が「超過達成」と「達成」の省級人民政府については、全国の省エネ表彰活動と結びつけて表彰を行う。考課等級が「未達成」の省級人民政府については、指導幹部は年度の表彰に参加してはならぬほか、荣誉称号なども受けてはならない。国は、当地区の新規のエネルギー多消費型プロジェクトについての審査と許認可を一時停止する。

(3) 考課等級が「未達成」の省級人民政府は、評価と考課の結果の公表後一ヶ月以内に、

国務院に対して書面で期限付きの業務改善措置を提示し、その写しを発展改革委員会に送付しなければならない。改善がきちんと行われなかった場合は、監察部門が関連の規定によりその地区の関連責任者の責任を追及するものとする。

- (4) 評価・考課の結果、「超過達成」と「達成」等級であった企業については、発展改革委員会と省級人民政府が通達によりこれを表彰すると同時に、全国の省エネ表彰活動と結びつけて表彰を行う。評価・考課の結果、「未達成」等級であった企業については、通達によりこれを譴責し、年度の評価奨励活動に参加してはならないほか、荣誉称号を受けてはならない。国の検査免除などの優遇措置も与えない。新規のエネルギー多消費型プロジェクトと工業用地の新規増設については、審査と許可を一時停止する。考課の結果が「未達成」等級であった企業は、結果公表後一ヶ月以内に改善措置を所在地の人民政府に報告し、期限つきで改善するものとする。1000社企業のうち、国有資本100%企業と国有資本が株式支配する企業に対する考課・評価の結果については、各級国有資産の監督管理部門がそれを企業の責任者に対する業績考課を行う際の重要な根拠とし、「一票否決」制を導入する。
- (5) 省エネ考課業務において、ごまかしや偽りの報告をした地区については、通達によりこれを譴責する。直接の責任者は法に依りその責任を追及する。

付属書

1. 省級人民政府の省エネ目標責任評価・考課点数表
2. エネルギー使用重点企業1000社の省エネ目標責任評価・審査点数表

付属書 1

省級人民政府の省エネ目責任評価考課点数表

| 考課指標 | 番号 | 考課内容 | 点数 | 採点基準 |
|----------------|----|-----------------------|----|--|
| 省エネ目標 (40点) | 1 | エネルギー消費の対 GDP 原単位の削減率 | 40 | 年度計画の目標を達成した場合は 40 点。目標の 90%を達成した場合は 36 点。80%達成の場合は 32 点。70%達成の場合は 28 点。60%達成の場合、24 点。50%達成の場合は 20 点。達成度が 50%未満の場合は得点なし。超過達成 10%毎に 3 点加算される。上限は 9 点とする。この指標は否決に結びつく指標であり、年度計画に定められた目標値が未達成の場合は「未達成」とされる。 |
| 省エネ措置 (60点) | 2 | 省エネ事業の手配と指導の状況 | 2 | 1.その地区のエネルギー消費の対 GDP 原単位に関する統計・モニタリング・考課システムを確立した場合は 1 点。 2.省エネ事業調整体制を構築し、役割と責任の分担を明確にし、定期的に会議を開催し、重大課題を検討した場合は 1 点。 |
| | 3 | 省エネ目標のブレイクダウンと実施状況 | 3 | 1.省エネ目標を各級政府にブレイクダウンしている場合は 1 点。 2.省エネ目標の達成状況についての検査と考課をしている場合は 1 点。 3.エネルギー消費指標を定期的に公示している場合は 1 点。 |

| | | | |
|---|---------------------|----|--|
| 4 | 産業構造の調整と最適化の状況 | 20 | <ol style="list-style-type: none"> 1.第三次産業の付加価値額がその地区の GDP に占める比率が上昇した場合は 4 点。 2.ハイテク産業の付加価値額がその地区の工業付加価値額に占める比率が上昇した場合は 4 点。 3.固定資産投資プロジェクトに関する省エネ評価と考課方法を制定・実施している場合は 4 点。 4.立ち遅れた生産能力淘汰のその年の目標を達成した場合は 8 点。 |
| 5 | 省エネ投資と重点プロジェクトの実施状況 | 10 | <ol style="list-style-type: none"> 1.省エネ専用資金を設け、満額実施した場合は 3 点。 2.省エネ専用資金の財政収入に占める比率が毎年上昇している場合は 4 点。 3.重点省エネプロジェクトの実施に取り組んでいる場合は 3 点。 |
| 6 | 省エネ技術の開発と普及状況 | 9 | <ol style="list-style-type: none"> 1.省エネ技術の研究開発を年度の科学技術計画に盛り込んでいる場合は 2 点。 2.省エネ技術の研究開発資金の財政収入に占める比率が毎年上昇している場合は 3 点。 3.省エネ技術のモデルプロジェクトを実施している場合は 2 点。 4.省エネ製品/技術と省エネサービスシステムの普及に取り組んでいる場合は 2 点。 |

| | | | | |
|----|---|-----------------------|-----|---|
| | 7 | 重点企業と業界の省エネ事業に対する管理状況 | 8 | <p>1.エネルギー使用重点企業（1000 社企業を含む）がその年の省エネ目標を達成した場合は 3 点。</p> <p>2.年度省エネモニタリング計画を実施している場合は 1 点。</p> <p>3.新規建築物に係る省エネ強制基準の達成率が年度目標を達成している場合は 4 点。80%達成の場合は 2 点。達成度が 70%未満の場合は得点なし。</p> |
| | 8 | 法令の執行状況 | 3 | <p>1.省エネルギー法の関連法規を制定・整備している場合は 1 点。</p> <p>2.省エネの法執行に関する監督検査を実施している場合は 1 点。</p> <p>3.エネルギー多消費型製品についてエネルギー消費割当基準を適用している場合は 1 点。</p> |
| | 9 | 省エネの基礎業務の実施状況 | 5 | <p>1.省エネ事業監察チームと組織のキャパシティ・ビルディングを強化している場合は 1 点。</p> <p>2.エネルギー統計システムを整備し、エネルギー統計能力を充実させている場合は 1 点。</p> <p>3.要求通りのエネルギー計測機器を備えている場合は 1 点。</p> <p>4.省エネの宣伝と教育を行っている場合は 1 点。</p> <p>5.省エネ奨励制度を実施している場合は 1 点。</p> |
| 小計 | | | 100 | |

注：

- 1.年度省エネ計画目標は、それぞれの地区が「回答」に基づき定めた年度毎の目標を基準とする。前年度の未達成省エネ目標については、次年度以降に振り分けなければならない。
- 2.2010 年の省エネ目標は「回答」の目標を基準とする。

付属書 2

エネルギー消費重点企業 1000 社の省エネ目標責任評価・考課採点表

| 考課指標 | 番号 | 考課内容 | 点数 | 採点基準 |
|----------------|----|--------------------|----|---|
| 省エネ目標 (40点) | 1 | 省エネルギー量 | 40 | 年度計画の目標を達成した場合は 40 点。目標の 90%を達成した場合は 35 点。80%達成の場合は 30 点。70%達成の場合は 25 点。60%達成の場合は 20 点。50%達成の場合は 15 点。達成度が 50%未満の場合は得点なし。超過達成 10%毎に 2 点加算される。上限は 6 点とする。この指標は否決に結びつく指標であり、年度計画に定められた目標値が未達成の場合は「未達成」とされる。 |
| 省エネ措置 (60点) | 2 | 省エネ事業の手配と指導の状況 | 40 | 1.企業の主な責任者をチーム長とする省エネ業務指導チームを立ち上げ、定期的に企業の省エネ業務について検討・手配している場合は 3 点。 2.省エネ管理専門の部署を設けるか、または指定してきちんと業務を行っている場合は 2 点。 |
| 同上 | 3 | 省エネ目標のブレイクダウンと実施状況 | 10 | 1.年度毎の省エネ目標を製造現場、勤務シフトまたは個人にブレイクダウンしている場合は 3 点。 2.省エネ目標の実施状況について考課・評価している場合は 3 点。 3.省エネ賞罰制度を実施している場合は 4 点。 |
| 同上 | 4 | 省エネ技術の進歩と技術改善の実施状況 | 25 | 1.主な製品のエネルギー消費原単位または総合エネルギー消費レベルが、1000 企業の上位 20%以内の場合は 10 点。上位 50%以内の場合は 5 点。下位 50%以内の場合は得点なし。 2.省エネ専用研究開発基金を創設し、これを毎年増やしている場合は 4 点。 3.省エネ技術改良計画を実施して年度計画を達成した場合は 4 点。 |

| | | | | |
|----|---|------------------|-----|---|
| | | | | 4.規定により立ち遅れた生産プロセス・設備・製品を淘汰した場合は7点。 |
| 同上 | 5 | 省エネに係る法律と法規の執行状況 | 10 | 1.省エネルギー法関連の法律法規及び地方の法規と政府規則を徹底的に実施している場合は2点。 2.エネルギー多消費型製品に対してエネルギー消費割当基準を実施している場合は4点。 3.主なエネルギー消費設備に対してエネルギー消費割当管理制度を実施している場合は2点。 4.新設、改造、増設のプロジェクトを省エネ設計規範とエネルギー使用基準に基づいて建設した場合は2点。 |
| 同上 | 6 | 省エネ管理業務の実施状況 | 10 | 1.エネルギーの監査またはモニタリングを行い、改善措置を実施した場合は2点。 2.エネルギー消費の統計部署を設け、エネルギーの統計台帳を作り、期限通りに品質のよいエネルギー統計報告表を提出した場合は3点。 3.要求通りのエネルギー計測機器を備え、定期的に検査と補正を行っている場合は3点。 4.省エネの宣伝と省エネ技術の教育を実施している場合は2点。 |
| 小計 | | | 100 | |

注：

- 1.省エネ目標は、企業が省エネ目標責任書に定めた年度目標を基準とする。前年度の未達成の省エネ目標は、次年度以降に割り振らなければならない。
- 2.2010年の省エネ目標は、省エネ目標責任書にて締結した目標を基準とする

主要汚染物質総量削減統計弁法

環境保護総局

第1条 「第11次5ヵ年計画」の主要汚染物質排出量データの正確性、即時性、信頼性を確保するために、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国統計法」とその実施細則、「国務院の省エネ・排出削減の総合的業務方案に関する通知」（国発〔2007〕15号）、「国務院の科学的発展観実施の環境保護強化に関する決定」（国発〔2005〕39号）、「環境統計管理弁法」などに基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法で述べる主要汚染物質の排出量とは、「国民経済と社会発展の第11次5ヵ年計画綱要」で排出総量規制の実施が確定された2つの汚染物質、即ち化学的酸素要求量（COD）と二酸化硫黄（SO₂）を指す。環境統計上の汚染物質排出量には工業源と生活源の汚染物質排出量があり、CODとSO₂の排出量の査定は工業源と生活源の汚染物質排出量の総和をベースとする。

第3条 主要汚染物質排出量の統計制度には年報と季報がある。年報は主に年度の汚染物質の排出と処理状況の統計を行い、報告書の期間は1-12月とする。季報は主に汚染物質の排出と処理状況の統計を行い、総量削減の統計及び国のマクロ経済運営とその分析のために環境データ提供し、報告書の期間は四半期ごととする。各四半期終了後15日以内に前の四半期のデータを国務院環境保護主管部門に報告する。年報の即時性を高めることを目的に、各省級政府環境保護主管部門は翌年の1月31日までに年報の速報データを報告する。

第4条 統計調査は属地主義の原則に基づいて実施し、県級政府の環境保護主管部門が責任をもってそれを完了させ、省・市(地)級環境保護モニタリング部門のモニタリングデータは速やかに県級政府の環境保護主管部門にフィードバックされなければならない。工業源汚染物質の排出量は、重点調査「単位」のアンケート調査と非重点「単位」の割合に基づき推算する。生活源汚染物質の排出量は都市部常住人口（または非農業人口、2005年ベース）、燃料炭消費量等の社会統計データに基づき算出する。工業源/生活源汚染物質排出量に関するデータは、審査及びとりまとめられた後に、上級政府の環境保護主管部門に報告し、逐級で審査を行い、国務院の環境保護主管部門に報告する。

第5条 本弁法でいう年報の重点調査「単位」とは、主要汚染物質排出量が各地区（県級を基本単位とする）の排出総量（当該地区の汚染物排出申告に登録されている全ての工業企業の汚染物質排出量、または前年の環境統計データベースを動的に調整したものを指す）の85%以上を占める工業企業「単位」を指す。重点調査「単位」の選別作業は汚染物排出申告の登録データの変化に基づき逐年で行わなければならない。選別された重点調査「単位」は前年の重点調査「単位」と比較し、「単位」の増減状況を分析し、適宜調整を行い、重点調査データが汚染物質排出の全体的な傾向を反映することを保証しなければならない。

季報における国によって規制される重点汚染源については、国务院の環境保護主管部門が発表したリストに基づいて執行し、毎年動態調整を加える。

第6条 重点調査「単位」の汚染物質排出量はモニタリングデータ法・マテリアルバランス法・排出係数法を用いて統計を行う。

モニタリングデータ法：重点調査「単位」（「第10次5カ年計画」期は約8万社）は原則的に全てモニタリングデータ法を採用して汚染物排出量を計算する。重点調査「単位」の統計範囲は毎年1回動態調整を行い、新規増加分の企業を加える（試運転・検収済みのものに関わらず、実際に1カ月以上汚染物を排出している企業は全て統計範囲に入れる）。当年に閉鎖した企業は当年の実際の汚染物排出日数に基づき汚染物排出量を計算する。

マテリアルバランス法：主に火力発電所の二酸化硫黄排出量の算出に用いられ、計算式は次の通り。燃料燃焼による二酸化硫黄排出量＝燃料炭消費量×硫黄含有率×0.8×2×（1－脱硫率）

排出係数法：主に化学原料や化学品製造、製紙、金属製錬、紡績等の産業における汚染物排出量の計算に用いられる。

以上3種の方法の中でもモニタリングデータ法を優先的に使用して排出量を計算する。モニタリングデータがない（またはモニタリング頻度が不足している）場合は、上述の適用範囲に基づき火力発電所ではマテリアルバランス法を、鉄鋼・化工・製紙・建材・有色金属・紡績等の産業の企業では排出係数法を適用することができる。モニタリングデータ法で算出された排出データは、必ずマテリアルバランス法と排出係数法で算出された排出データと相互に対照検証しなければならない。2種の方法で算出された排出量の差が大きい場合は、その原因を分析しなければならない。説明がつかない場合は、「大きい数字に準じる」という原則で汚染物質の排出量データを求める。

第7条 非重点調査「単位」の汚染物質排出量は、非重点調査「単位」の汚染物排出総量を推算する際の基数とし、「比率により推算する」という方法を用いて重点調査「単位」の汚染物排出総量の動向（前年と比較した汚染物排出量の増加または減少の割合を指す）に基づき等比または比率を若干調整し、非重点調査「単位」の汚染物質排出量を推算する。

第8条 生活源 COD 排出量の計算式は次の通り。

生活源 COD 排出量＝都市部常住人口×都市部の生活 COD 産出係数×365－都市部
污水处理場で除去される生活 COD

そのうち、都市生活 COD 産出係数は各地区の COD 産出係数または実測データを優先的に採用し、説明する。現地の実際の排出状況に見合った係数がない場合は、国が推奨する COD 産出係数を統一的に採用する。全国平均値は 75 g/人・日、北方都市の平均値は 65 g/人・日、北方の大都市では 70 g/人・日、北方のその他の都市は 60 g/人・日、南方都市の平均値は 90 g/人・日とする。

生活源 SO₂ 排出量の計算式は次の通り。

生活源 SO₂ 排出量＝生活及びその他の石炭消費量×硫黄含有率×0.8×2

第9条 環境統計データの品質は「環境統計管理弁法」、「環境統計技術規定」、「全国環境統計データ審査弁法」等の一連の文書によってコントロールされる。各地はデータを報告する前に、現地の環境・統計・発展改革等の部門による合同審査チームを組織し、同地区の経済の発展傾向や環境汚染の状況に基づき共同でデータの品質に対する審査を行う。

重点源の環境統計データは企業が作成の責任を負い、各級政府の環境保護主管部門が審査を担当し、問題を発見した場合は、企業に対しそれを修正して再度作成するように要求する。各級政府の環境保護主管部門は同級の環境統計データに対し責任を負い、上級政府の環境保護主管部門は下級政府の環境保護主管部門が報告する統計データを審査する。下級政府の環境保護主管部門は上級政府の環境保護主管部門の審査結果に基づき、重点調査「単位」の作成した報告データを真摯に照合し、非重点調査「単位」の主要汚染物質排出量を再度評価する。

第10条 排出強度法に基づき統計データを算出する（付属書を参照）。

第 11 条 排出強度法で GDP を使って各地の COD 排出量を計算する場合は、モニタリングと監察係数を用いて計算結果を補正する。排出強度法で石炭消費量を使って各地の SO₂ 排出量を計算する場合は、監察係数を用いて SO₂ 排出量の計算結果を補正する。補正方法と補正係数については、国務院の環境保護主管部門の年度モニタリングと監察状況に基づき別途確定する（付属書を参照）。

第 12 条 各省級政府の環境保護主管部門は本弁法の要求に基づき、年報の速報データを算出し、算出結果と算出時の主なパラメータと一緒に国務院の環境保護主管部門に報告する。国務院の環境保護主管部門は初歩的な照合を行った上で、算出結果を各地に通報する。各地は実際の状況及び国務院の環境保護主管部門が最終確定したデータに基づき年報のデータを補正する。

第 13 条 本弁法は公布日から施行する。

付属書： 統計データの計算と補正

<付属書>

統計データの計算と補正

1. COD の計算と補正

<計算方法>

工業 COD 排出量 = 前年の工業 COD 排出量 + 新規増加分の工業 COD 排出量 - 新規増加分の工業 COD 削減量

新規増加分の工業 COD 排出量 = 2005 年の排出強度 × 前年 GDP × 低 COD 排出産業の貢献率を引いた後の GDP 成長率

2005 年の排出強度 = 2005 年の工業 COD 排出量 / 2005 年の GDP

低 COD 排出産業の貢献率を引いた後の GDP 成長率 = [1 - (低 COD 排出産業の付加価値増加 / GDP 増加)] × GDP 成長率

上述の増加と成長率はいずれも当年と前年との比較を指す。

低 COD 排出産業には電力業（火力発電）、黑色金属、製錬業（鋼鉄）、非金属工業製品業（建材）、有色金属製錬業、電器機械・器材製造業、機械・計器・文化・オフィ

ス用品機械製造業、通信・コンピュータ・その他の電子設備製造業の7産業がある。特殊な事情のある省については、状況に応じて適宜調整することができる。

生活 COD 排出量＝前年の生活 COD 排出量＋当年の都市部人口による増加分の COD 排出量－当年新規増加分の生活 COD 削減量

<補正方法>

排出強度法で CDP を使用して各地の COD 排出量を算出する場合、モニタリングと監察の係数を利用して計算結果を補正する。

計算用の GDP 成長率＝当年の GDP 成長率－モニタリングと監察の係数

モニタリングと監察の目標達成率＝モニタリングの目標達成企業数/モニタリング企業数×0.5＋監査目標達成企業数/監査企業数×0.5

モニタリングと監察の目標達成率が 100% の場合、モニタリングと監察係数の値は 2%、90% 以上の場合は 1.8%、80% 以上の場合は 1.6%、70% 以上の場合は 1.4%、60% 以上場合は 1.2%、50% 以上の場合は 1.0%、50% 未満の場合は 0% とする。

2.SO₂の計算と補正

<計算方法>

SO₂ 排出量＝火力発電所の SO₂ 排出量＋電力以外の SO₂ 排出量

電力以外の SO₂ 排出量＝前年の電力以外の排出強度×（当年の社会全体の石炭消費量－当年の電力消費量）－当年新規増加分の非電力工業の SO₂ 削減量

前年の非電力排出強度＝前年の非電力 SO₂ 排出量/（当年の社会全体の石炭消費量－当年の電力消費量）

当年の非電力 SO₂ 排出量は主要エネルギー消費製品（粗鋼・有色金属・セメント・コークスなど）の排出係数を用いて補正しなければならず、排出強度法と排出係数法で数値を推算し、「大きい数字に準じる」という原則に則り非電力 SO₂ 排出量を確定する。

火力発電所の SO₂ 排出量＝前年の火力発電所の SO₂ 排出量＋当年新規増加分の火力発電の SO₂ 排出量－当年新規増加分の火力発電の SO₂ 削減量

当年新規増加分の火力発電所の SO₂ 排出量：統計部門の速報に基づき確定された管轄区の火力発電量は標準炭 320 g/kWh（または当年の火力発電における標準炭消費水準）で発電のための石炭消費量を計算し（コジェネの石炭消費量は火力発電量と同じ割合で増加し、コジェネでない場合は考慮しない）、管轄区の平均石炭硫黄分にに基づき新規増加分の電力による SO₂ 排出量を確定し、当年の新規脱硫設備と同時に運転を開始し

た石炭燃焼ユニット（脱硫装置の運転開始時期の時間的遅れを考慮する）と、前年に運転開始した石炭燃焼ユニットの脱硫施設の運転が遅れたために（前年から繰越された脱硫施設）削減できなかった SO₂ 排出量を引く。

条件のある地区、特に省エネ発電の調整モデル事業を行っている地区では、管轄区内のサブユニットの SO₂ 排出データベースを審査・決定の根拠とすることができ、データベースにはサブユニットの設備容量、発電量、石炭消費量、SO₂ 排出量が収められていなければならない、火力発電設備容量、発電量、成長率は電力管理部門の火力設備容量指標を利用することができる。

燃料油の使用量が多い地区は、燃料油の SO₂ 排出量も計算しなければならない。

<補正方法>

排出強度法で石炭消費量を使って各地の SO₂ 排出量を計算する場合は、監察係数を用いて SO₂ 排出量の計算結果を補正する。

地区の SO₂ 排出量 = 当年の計算 SO₂ 排出量 + Σ 企業の非正規排出量

企業の非正規排出量 = 企業の SO₂ 排出量 × 脱硫効率 × (1 - 監察係数)

検査対象企業の脱硫装置が正常に運転されていないことが 1 回発見された場合は監察係数を 0.8 とし、2 回の場合の監察係数は 0.5、2 回を上回る場合は監察係数を 0 とする。

脱硫施設が正常に運転されていないということの定義は以下の通り。即ち、生産施設の運転期間中に脱硫施設が何らかの理由で運行されないために、現地の環境保護主管部門に速やかに報告がなされていない場合、プロセス要件通りに脱硫剤が使用されていない場合、バイパスを使って違法に排出するなどその他の違法行為とする。

（データ出所：環境監察システム、国務院環境保護主管部門所属の各環境保護督察センター、中国環境モニタリング総ステーション。）

3. 計算関連の説明

計算資料。前年の主要汚染物質の排出量、石炭消費量のデータは、前年の環境統計資料を根拠とする。GDP、関連産業の工業付加価値、都市部人口の伸び率は、国務院の統計部門が発表したデータを使用する。発表されているデータがない場合は、各省級統計部門の初歩的な数値を基準とする。上述の初歩的な数値は統計部門と協議して合意に達した後に使用するものとする。

削減量算出の原則。当年の主要汚染物質新規増加分の削減量は、各省（区・市）の汚染処理施設の実際の削減量を根拠に計算する。

閉鎖企業によって減少した COD 排出量は、前年の環境統計データベースに入れた企業の排出量から当年の実質排出量を引いて求める。閉鎖された小規模火力発電の SO₂ 排出削減量を計算する場合は、排出削減量＝前年に閉鎖されたユニットの SO₂ 排出量 × (1－当年の発電量/前年の発電量) とする。焼結機のある小規模鉄鋼企業を淘汰した場合は、SO₂ 排出削減量を計算する。他の産業で遅れた生産能力を淘汰する場合は、環境統計中にリストがあるものは排出削減量を計算し、リストがないものについては計算しない。

企業の汚染処理施設の汚染物質削減量：前年度に環境統計に組み込まれた企業の新設汚染処理施設が調整期間を経て安定的運転されている場合、その除去量は調整期後の 2 カ月目から起算して、当年の実質運転時間（運転停止と非正規運転の時間を除く）及び汚染物質の削減量を計算する。

都市部の污水处理場の汚染物質除去量：新設污水处理場の汚染物質除去量の算出方法は企業の汚染処理施設の汚染物質削減量算出方法と同様である。既存污水处理場で污水处理量が増加したものについては、状況の説明が必要となる。増加量は新設パイプラインネットワークの検収報告書をその根拠とし（または新設パイプラインネットワーク関連の証拠資料を根拠とする）、算出時期は検収合格後 2 カ月目から起算する。

当年の新規増加分の火力発電 SO₂ 排出量：当年に新規に運転を開始した旧ユニットの脱硫装置による削減と前年に運転を開始した旧ユニットの脱硫、及び隔年で運転を開始した脱硫ユニットが当年に多く削減した量を含む。当年の新規増加分の非火力発電 SO₂ 削減量：連続して安定的に SO₂ の排出を削減している措置を指し、2005 年の企業の焼結機や製錬などの排煙脱硫プロジェクトの脱硫やコークス脱硫プロジェクト、石炭ガス化プロジェクト、国务院環境保護主管部門とネットワーク接続された循環流動床、集中暖房などの脱硫措置でによる SO₂ 削減量を含む。企業が技術改造、移転またはボイラー撤去等の措置をとり削減した SO₂ 排出量については、詳細な技術資料による裏づけを必要とする。

主要汚染物質総量の削減モニタリング弁法

環境保護総局

第 1 条 汚染源の化学的酸素要求量と二酸化硫黄の排出量を正確に査定するために「中華人民共和国環境保護法」、「汚染物質排出費用徴収使用管理条例」（国令第 369 号）、

「国務院の「第 11 次 5 ヶ年計画」期の全国主要汚染物質排出総量規制計画に関する回答」（国函〔2006〕70 号）、「国務院の科学的発展観を徹底させて環境保護を強化することに関する決定」（国発〔2005〕39 号）、「国務院の省エネ・排出削減の総合的業務案印刷配布に関する決定」（国発〔2007〕15 号）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 主要汚染物質排出削減のモニタリングとは、汚染源からの主要汚染物質排出総量に対して査定を行い、国が確定した主要汚染物質排出削減業務にデータを提供するモニタリング活動である。モニタリング業務は汚染源の自動モニタリングと汚染源の監督的モニタリング（手動モニタリングと実験室での比較モニタリングを含む）を採用し、主に汚染源から排出される汚染物質の種類・濃度・量を把握する。汚染源の化学的酸素要求量と二酸化硫黄排出量のモニタリング技術は、自動モニタリングと汚染源の監督的モニタリングを結合させた方式を採る。

第 3 条 汚染源の監督的モニタリング業務は原則的に県級政府の環境保護主管部門が担当する。県級政府の環境保護主管部門のモニタリング能力が不十分な場合は、市（地）級以上の政府の環境保護主管部門がモニタリングを担当するか、または省級政府の環境保護主管部門が確定する。

国がコントロールしている重点汚染源は国が監督している全国主要汚染物質の工業排出負荷の 65%以上を占める工業汚染源と都市の下水処理場で、国がコントロールしている重点汚染源リストは国務院の環境保護主管部門が公表し、毎年動態調整を行う。

国がコントロールしている重点汚染源の監督的モニタリング業務は市（地）級政府の環境保護主管部門が担当するが、そのうち設備容量が 30 万 kW 以上の火力発電所汚染源の監督的モニタリング業務は、省級政府の環境保護主管部門が担当する。国がコントロールしている重点汚染源の監督的モニタリングのデータは共用し、重複してモニタリングは行わない。

第 4 条 汚染源のモニタリングデータをベースに汚染源の汚染物質排出量のデータを統一的に収集・査定・統計し、汚染物質の排出濃度と流量によって汚染物質の排出量を計算する。

汚染物排出「単位」は汚染防除施設の正常な運転を保証し、汚染物質の排出状況と汚染防除施設の運転状況について定期的にモニタリングを行い、汚染源モニタリングのファイリングを行わなければならない。汚染物排出「単位」は毎月月初めに現地の環境保護主

管部門に前月に排出した化学的酸素要求量と二酸化硫黄を申告し、関係資料を提供しなければならない。

自動モニタリング設備を設置している汚染源は、自動モニタリングのデータに基づき化学的酸素要求量と二酸化硫黄の排出量を申告する。

自動モニタリング設備を設置していない汚染源は、排出汚染「単位」が資格を有するモニタリング「単位」に対し化学的酸素要求量と二酸化硫黄のモニタリングデータを提供し、これに基づき化学的酸素要求量と二酸化硫黄排出量を申告する。

自動モニタリング設備を設置できなかつたり、モニタリングの条件を備えていない汚染源については、化学的酸素要求量と二酸化硫黄の排出量は環境統計方法に基づき計算し、現地の環境保護主管部門に申告する。

第5条 現地の環境保護主管部門は、汚染物排出「単位」が毎月申告する化学的酸素要求量と二酸化硫黄排出量を査定し、査定結果を汚染物排出「単位」に告知する。

自動モニタリング設備を設置している汚染物排出「単位」は、必ずモニタリング設備を環境保護主管部門と直接ネットワーク接続し、リアルタイムでデータを転送しなければならない。環境保護主管部門は同データに対し査定を行う。

自動モニタリング設備を設置していない汚染物排出「単位」または自動モニタリング設備が環境保護主管部門とネットワーク接続されていない汚染源については、環境保護主管部門が定期的に手動モニタリングを行うが、そのうち国がコントロールしている重点汚染源のモニタリングの頻度は四半期当たり1回以上とし、同データに基づき査定を行う。

第6条 国がコントロールしている重点汚染源は2008年末までに汚染源自動モニタリング設備の設置と検収を完了しなければならない。汚染源自動モニタリング設備の建設は汚染物排出「単位」と地方財政が、検収は地方政府の環境保護主管部門が、数値のモニタリングは企業が、日常の運転は資格を有する運営「単位」がそれぞれ担当する。国がコントロールしている重点汚染源の自動モニタリング設備のモニタリングデータは必ず省級政府の環境保護主管部門とネットワーク接続され、直接、国务院の環境保護主管部門に転送されなければならない。

第7条 省級政府の環境保護主管部門は当該管轄区内汚染源の監督的モニタリングデータの品質管理を担当する。化学的酸素要求量と二酸化硫黄排出量の査定を担当する環

環境保護主管部門は、汚染源の監督的モニタリングデータの質と排出量の正確性と信頼性について責任を負う。

環境保護主管部門は汚染源自動モニタリングシステムのモニタリング設備の実験室での比較モニタリングと自動モニタリングデータの有効性についての審査を行う。実験室での比較モニタリングは自動モニタリング設備と同時に現場サンプリングも行い、モニタリングの頻度は四半期当たり1回とする。

実験室での比較モニタリングの結果から、同時に行われた自動モニタリングデータの品質が規定に達していないことが判明した場合は、今回の実験室での比較モニタリング時期から前回の実験室での比較モニタリングまで遡り、自動モニタリングシステムのデータ不足として処理する。データ不足期間の排出量は関連の技術規範の規定に基づき計算する。

地方の実験室での比較モニタリング結果と上級政府の環境保護主管部門が検査、抜き取り検査したモニタリング結果が一致しない場合は、上級政府の環境保護主管部門が自動モニタリングデータの有効性を確認する。

国务院の環境保護主管部門は汚染源の監督的モニタリングの統一的な品質コントロールのための査定を定期的に行い、不定期で省を跨ぐ抜き取り検査を行う。

第8条 各級政府の環境保護主管部門は整備された汚染源基礎情報をファイリングし、汚染源の監督的モニタリングデータベースを構築する。汚染源の監督的モニタリングデータは四半期ごとに上級の環境モニタリング機構に逐次報告し、モニタリングの質を管理するのに用いる。

第9条 地方の各級人民政府は当該管轄地区の汚染源モニタリング業務を担当する各級環境モニタリングステーションの関連業務の条件を保証し、人員配置とトレーニング、設備の購入と更新、業務や実験用建物の供給、業務経費の保障等の面で実行可能な計画を策定、実行し、特に直接排出削減の統計・モニタリング・査定のためにサービスを提供する汚染源監督的モニタリングの費用を保証し、国がコントロールしている重点汚染源の自動モニタリングシステムの構築及び運用費用を補助し、各級政府の財政予算の中に組み入れる。モニタリング任務を担当する環境モニタリング部門のモニタリング方法は、必ず国家標準で定める方法または環境保護業界の標準的方法を採用し、国と地方の技術規範の要求に基づき品質の保証と品質のコントロールを行わなければならない。

第10条 本弁法は公布日から施行される。

主要汚染物質排出総量削減の査定方法

環境保護総局

第 1 条 科学的発展観を徹底させ、汚染防除の監督管理を強化し、主要汚染物質の排出を抑制し、「第 11 次 5 カ年計画」の主要汚染物質総量の排出削減目標の実現を確実にするために、「中華人民共和国環境保護法」、「国務院の“第 11 次 5 カ年計画”期の全国主要汚染物質排出総量抑制計画に関する回答」（国函〔2006〕70 号）（以下、「計画」という）、「国務院の科学的発展観を徹底させ、環境保護を強化することに関する決定」（国発〔2005〕39 号）、「国務院の省エネ・排出削減の総合的業務案印刷配布に関する通知」（国発〔2007〕15 号）の関連規定に基づき本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法は各省・自治区・直轄市人民政府の「第 11 次 5 カ年計画」期の主要汚染物質排出総量削減達成状況の審査に適用する。

本弁法でいう主要汚染物質とは、「国民経済と社会発展の第 11 次 5 カ年計画綱要」で確定されている総量規制を行う 2 種の汚染物質、即ち化学的酸素要求量と二酸化硫黄を指す。

第 3 条 「第 11 次 5 カ年計画」の主要汚染物質排出総量削減の責任主体は地方の各級人民政府である。各省・自治区・直轄市人民政府は主要汚染物質排出総量の抑制指標を当該地区の各級人民政府に徹底させ、かつそれを当該地区の経済・社会発展の「第 11 次 5 カ年計画」に組み入れ、組織的指導を強化し、プロジェクトと資金を確実なものにし、監督管理を厳しく行い、主要汚染物質の削減目標の実現を確保する。

第 4 条 各省・自治区・直轄市人民政府は「計画」の要求に基づき、主要汚染物質の年度削減目標を確定し、年度排出削減計画を策定する。年度排出削減計画は当年 3 月末までに国務院の環境保護主管部門に届け出て登録しなければならない。

第 5 条 各省・自治区・直轄市人民政府は当該地区の主要汚染物質排出総量削減指標システム、モニタリングシステム、審査システムの構築に責任を負い、主要汚染物質の排

出量データ、主要排出削減措置の進捗状況、環境の質の変動状況を速やかに調整及び動態管理し、主要汚染物質排出総量台帳を構築する。

第6条 主要汚染物質排出総量削減査定の内容には次の三方面が含まれる。

- (1)主要汚染物質排出総量削減目標の達成状況と環境の質の変動状況。排出削減目標の達成状況は「第11次5カ年計画」の主要汚染物質排出総量削減統計弁法とモニタリング弁法の関連規定に基づき査定する。環境の質の変動状況は国務院の環境保護主管部門が国務院の委託を受けて各省・自治区・直轄市人民政府と締結した「第11次5カ年計画」の主要汚染物質総量削減目標責任書の要求に基づき査定する。
- (2)主要汚染物質排出総量削減指標システム、モニタリングシステム、査定システムの構築と運用状況。各地の排出削減指標システム、モニタリングシステム、査定システム、運用状況の正式文書と関連の抜き取り調査・照合の状況に基づき評定する。
- (3)各主要汚染物質排出総量削減措置の実施状況。汚染防除施設の試運転または竣工検収文書、後れた生産能力の閉鎖時期、現地政府の排出削減管理措置、計画の執行状況等の関連資料と統計データに基づき評定する。

第7条 各省・自治区・直轄市人民政府の年度主要汚染物質排出削減状況について、国務院環境保護主管部門所属の環境保護監督検査センターが半年に1回監督検査を実施する。

各省・自治区・直轄市人民政府は毎年3月末までに前年度の当該行政区主要汚染物質排出総量削減状況の自主検査報告書を国務院に報告し、国務院の環境保護主管部門と国務院省エネ・排出削減指導小組弁公室に副本を送る。

第8条 国務院の環境保護主管部門は発展改革部門、統計部門、監査部門と共同で各省・自治区・直轄市人民政府の前年度の主要汚染物質排出総量削減状況について査定する。国務院の環境保護主管部門は毎年5月末までに全国の査定結果を国務院に報告し、国務院の査定を経た後に一般に公告する。

主要汚染物質排出総量削減の査定は、現場検証と重点抜き取り検査を結合させた方法を採用する。主要汚染物質排出総量の削減指標、モニタリング、査定システムの構築及び運用状況が比較的弱い、または排出削減措置が実施されていないもの、もしくは年度主要汚染物質排出総量削減計画の目標を達成していない省・自治区・直轄市は年度査定不合格と認定される。

年度査定不合格の各省・自治区・直轄市人民政府は1カ月以内に国務院に対し書面による報告書を作成し、期限を定めた改善措置を提出し、国務院の環境保護主管部門に副本を送る。

第9条 査定結果は国務院での査定を経た後に幹部主管部門に渡され、「科学的発展観の要求を体現する地方党政指導層と指導幹部の総合的考查評価試行弁法」の規定に基づき、各省・自治区・直轄市人民政府の指導層と指導幹部の総合考查評価の重要な根拠とし、問責制度と「一票否決（訳注：省エネ・汚染物排出削減目標が達成できなければ、他がどんなに良くても落第とされる仕組み）」制を実施する。

査定結果が合格したものについては、国務院の環境保護主管部門が発展改革部門や財政部門と共同で、優先的に当該地区の汚染処理及び環境保護能力構築のための支援を増やし、全国排出削減顕彰活動と結びつけて顕彰・褒章を行う。査定結果が不合格なものについては、国務院の環境保護主管部門は当該地区における全ての新規増加分の汚染物質を排出する建設プロジェクトの環境評価の審査認可を暫時停止し、国が当該地区に付与した環境保護または環境処理分野の荣誉称号を取り消し、幹部は年度褒賞や荣誉称号の授与等に参加することはできない。

不合格で改善が不十分か、または業務不足により重大な社会的影響をもたらしたものについては、監察部門は「環境保護違法・規則違反行為処分暫定規定」に基づき当該地区の関連する責任者の責任を追及する。

第10条 主要汚染物質排出総量削減査定業務において虚偽の報告を行った地区については、それを通報し批判する。直接の責任者に対しては法律に基づき責任を追及する。

第11条 各省・自治区・直轄市人民政府は国務院の環境保護主管部門に報告し、同部門が発展改革部門と統計部門と共同で確認を行った後に初めて、当該地区の年度主要汚染物質排出総量のデータを一般に公開することができる。

第12条 国営主要電力企業の二酸化硫黄排出総量削減の査定は本弁法を参考に執行する。

第13条 本弁法は公布日から施行される。